

質問に対する回答書

(件名) 関越自動車道 三室沢橋床版取替工事

No.	質問箇所	質問事項	回答
1	特記仕様書 25-13-6、25-15-4、25-18-7、25-19-4	特記仕様書_25-13-6施工(4)には「部材取付部の塗膜を除去する際は、1種ケレン相当で施工するものとする。」と記載があり、塗膜剥離剤や養生等に関する記述がありません。塗膜成分調査を実施し有害物質が確認された際には、塗膜除去の湿潤化、保護具、養生設備の費用は別途監督員と協議させて頂けるという考えで宜しいでしょうか。ご教示願います。	現在内容確認中ですので、確認でき次第お知らせいたします。
2	特記仕様書 25-15-3 図面(上下線付帯工)_27/101	特記仕様書_25-15-3種別には「下牧PA仮設ヤードで地組及び床版上の壁高欄を構築した～」と記述があります。記述から読み取れる地組や壁高欄の打設のために、図面(上下線付帯工)_27/101に図示されている様な、地組用支保工や壁高欄施工用足場といった設備が必要になると考えられます。地組や壁高欄打設のための設備に係る費用は、「プレキャストPC床版架設工_プレキャストPC床版の架設A(昼夜)」に計上するという考えで宜しいでしょうか。ご教示願います。	現在内容確認中ですので、確認でき次第お知らせいたします。
3	0707_質問回答②_1_経費に関する参考見積の共通仮設費、現場管理費について 参考見積書 様式3-4	0707_質問回答②_1_経費に関する参考見積の共通仮設費、現場管理費についての回答では、「～金抜設計書の単価表の番号1から68に対する共通仮設費、現場管理費をそれぞれ計上してください。」との記述があります。そのうち単価表の番号67は「週休2日推進に係る補正額」になります。参考見積書の様式3-4では「※上記単価には、週休2日に係る費用は含まないで下さい。」との記載があります。質問回答通りに経費計算を実施すると、「週休2日推進に係る補正額」を含み共通仮設費、現場管理費を算出することになります。参考見積書における経費の算出方法は様式3-4の記載にある「週休2日に係る費用」を含まず、単価表番号1～66、68を対象とすると考えてよろしいでしょうか。経費算出の対象単価項目について、ご教示ください。	R4.7.7 「質問に対する回答②」に誤りがありました、正しくは「経費に関する参考見積の共通仮設費、現場管理費は、金抜設計書の単価表の番号1から66及び68に対する共通仮設費、現場管理費をそれぞれ計上してください。」となります。